

入 札 通 知 書

下記により指名競争入札を執行しますので、養父市財務規則、入札に関する必要な事項、別添設計書及び現場等をご承知の上、入札されたく通知します。

令和 8 年 10 月 1 日

養父市長 大 林 賢 一

記

1 入札に付する事項

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 業務番号 | 養建 8 (委) 第 15 号 |
| (2) 業 務 名 | (普) 城山川河川測量業務 |
| (3) 履行場所 | 養父市関宮地内 |
| (4) 履行期限 | 令和 8 年 12 月 15 日限り |
| (5) 最低制限価格 | 無 |
| (6) 入札方式 | 指名競争入札 (電子入札) |
| (7) 現場説明会 | 無 |
| (8) 予定価格の公表 | 無 |
| (9) 電子契約について | 電子契約の対象業務 |

2 入札手続等 (スケジュール)

手続等	期間・期日	場所・方法
(1) 契約条項等を示す場所	令和 8 年 9 月 28 日 (月) から 令和 8 年 10 月 13 日 (火) まで (養父市の休日を定める条例(平成 16 年養父市条例第 2 号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで	養父市八鹿町八鹿 1675 番地 養父市経営企画部経営総務課 電話番号 079-662-3161
(2) 設計図書の交付	令和 8 年 9 月 28 日 (月) から 令和 8 年 10 月 13 日 (火) まで	兵庫県電子入札共同運営システム、アドレスは、 https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj
(3) 質疑書の受付	令和 8 年 10 月 2 日 (金) の 午後 4 時まで ア すべて書面 (任意様式) をもって行う。 イ 書面は持参又はファックスで受け付ける。	提出先 養父市広谷 250 番 1 養父市まち整備部建設課 電話番号 079-664-1984 FAX 番号 079-664-0302

(4) 回答書の閲覧	令和 8 年 10 月 6 日 (火) から 令和 8 年 10 月 13 日 (火) まで 兵庫県電子入札共同運営システムにて閲覧	兵庫県電子入札共同運営システム、アドレスは、 (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj)
(5) 入札書提出受付	令和 8 年 10 月 13 日 (火) の 午前 9 時から午後 4 時まで	電子入札システムへの入力による。 (注) 紙入札を希望した場合は、 入札書提出日は電子入札と同じとし、入札時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。【入札書を封筒に封入し、業務番号、業務名、会社名等必要事項を記入し、経営総務課へ持参のこと。】
(6) 開札	日時：令和 8 年 10 月 14 日 (水) 午後 1 時 30 分(開札の状況により遅れる場合がある。) 場所：養父市役所 2 階 第 2 会議室 通知：開札後、開札結果に応じて、 以下の通知書を電子入札システムにより発行する。 ① 落札者がある場合「落札者決定通知書」 ② 再度入札を行う場合「再入札通知書」 ③ 入札を打ち切る場合「取止め通知書」 ④ 審査が必要な場合「保留通知書」	開札状況は電子入札システムにおいて示す。

3 設計書、仕様書及び図面の交付

設計書、仕様書及び図面（パスワード入力が必要です。）は、兵庫県電子入札共同運営システム 養父市ページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>)の画面を開き、

- (1) 「お知らせ情報」をクリック
- (2) 検索画面の「調達機関」は「養父市」を選択してください。
- (3) 検索画面の「お知らせ区分」は「コンサル」を選択してください。
- (4) お知らせ情報検索の「検索」をクリック

4 入札保証金 免 除

5 入札に関する条件

入札に参加する者は、養父市財務規則及び次の事項を遵守すること。また、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、市民の信頼を失うことのないよう努めること。

- (1) 入札参加者は、入札通知書、設計図書（金抜設計書、仕様書、図面等をいう。）、現場及び入札に関する条件等について十分理解したうえで入札に参加すること。また、これらにつき疑義があるときは、担当職員の説明（質疑書の受付による。）を求めることができる。なお、入札後は、これらの不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。
- (3) 入札保証金を納付する必要がある場合は、所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。
- (4) 入札参加者の連合の疑い、不正不穩の行動をなす等により、入札を公正に執行できないと認めるとき、また、天災地変等やむを得ない事由が生じた時は、入札の執行を中止することがある。
- (5) 契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明であること。
- (6) 入札金額は、特に指定したとき以外は、契約対象となる 1 件ごとの総価格とすること。なお、入札書の記載にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札に使用した IC カードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。
- (8) 入札の執行回数は 2 回を限度とし、初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (9) 再度の入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備したものであること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札したものを除く。）
 - イ 初度の入札において、上記（3）から（7）までの条件に違反し無効となった入札者のうち、（3）及び（4）に違反し無効となったもの以外の者。

6 無効となる入札

以下のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) ICカードを不正に使用した入札
- (3) 入札参加申込書に虚偽の記載をした者のした入札

7 入札に際しての注意事項

- (1) 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも市民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (2) 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札金額及び電子くじに係る番号の表示は、アラビア数字を用いること。
- (4) 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行うとともに、入札書の送信後に必ず入札書受信確認通知書を印刷して保管すること。
- (5) 開札手続きを始めるに当たって、即時に対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続きが完了するまでの間、入札者が電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続きの進行状況を確認すること。
- (6) 入札に使用することを予定している入札参加資格者名簿に登録された代表者もしくは受任者が取得したICカード又は入札参加の申込みに使用した名義人のICカードが失効、閉塞又は破損した場合には、入札に参加できないので、なるべく予備の同一名義人のICカードを準備しておくこと。
- (7) 入札書を送信し、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに入札書の情報が記録された後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- (8) 入札を希望しない場合には、入札辞退届を送信して入札を辞退することができる。なお、入札書受付締切日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない場合には、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとする。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な秩序を乱すおそれがある著しく不適当であるとみとめられるときは、その者を落札者としなないことがある。
なお、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合には、くじ引きで落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- (2) 令和7年5月1日以降の入札公告から「電子契約サービス」を導入するため、電子契約を希望する場合は、事後審査資料に併せて電子契約使用申出書を提出し、経

営総務課へ連絡すること。なお、本申出書は、必ずメールで提出すること。

提出先：経営企画部経営総務課

提出先メールアドレス：keiyaku@city.yabu.lg.jp

電子契約の説明及び様式の場合

https://www.city.yabu.hyogo.jp/soshiki/kikakusomu/somuzaisei/1_4/12548.html

9 契約書の締結

(1) 電子契約の場合：契約の締結は、落札者と養父市の双方が合意した日が契約締結日となる。契約締結の日は落札決定の日から 7 日以内 に行う必要があるため、落札者は、落札決定の日から契約決定の日から 5 日以内（閉庁日を含む。）に契約書を提出すること。ただし、5 日目が閉庁日の場合は、その翌日の開庁日とする。

落札者が合意の上、提出した必要書類を確認し、提出書類に問題なければ、養父市側が合意することで、契約締結となる。なお、7 日以内に締結できない場合は、紙契約に移行する場合がある。

(2) 紙契約の場合：落札者は、落札決定の日から 7 日以内（閉庁日を含む）に契約書を提出すること。ただし、7 日目が閉庁日の場合は、その翌日の開庁日とする。

(3) 落札決定後、契約までの間に落札者が、入札参加の資格制限又は市から指名停止を受けた場合、仮契約は締結せず、仮契約を締結しているときは解除する。なお、この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(4) 契約書には養父市暴力団排除条例（平成 25 年養父市条例第 18 号）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じる旨の特約を付加する。

また、同趣旨の誓約書の提出を求める。

10 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とする。

11 支払条件

前 金 払	有
部 分 払	有
年 割 支 払	無 (令和 年度 %、令和 年度 %)

(1) 前払金

保証事業会社と前払金に関し保証契約をした者に対しては、契約金額の 10 分の 3 以内の前金払を行う。なお、履行期間が 2 箇年度以上にわたる契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額の 10 分の 3 以内の前金払いを行う。

また、委託金額が 250 万円以上の場合のみ、対象となる。

(2) 部分払

財務規則第 104 条第 2 項に示す回数以内の部分払いを請求することができる。なお、養父市の都合により履行期間を変更した場合は、変更後の期間に応じて部分払の回数を変更することがある。